

「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について」(第 6 管理期間、令和 3 年 3 月 12 日変更)(以下、「府計画」という。)の第 2「くろまぐろの漁獲可能量について京都府の知事管理量に関する事項」に規定するくろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚の「留保する量」について、下記のとおり、府計画第 3 の「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」のうち本府の定置漁業の割当量に追加する。

令和 3 年 3 月 12 日  
京都府知事 西脇 隆俊

## 記

## 1 府計画第 2「知事管理量」 (トン)

	知事管理量 (現 行)	知事管理量 (今回変更後)
くろまぐろ 30 キロ以上の大型魚(うち留保する量)	28.5 ( 2.9)	28.5 (1.0)

## 2 府計画第 3「採捕の種類別、期間別の大型魚の割当量」 (トン)

採捕の種類	割当量 (現 行)	割当量 (今回変更後)
定置漁業の割当量	25.5	27.4
漁船漁業等の割当量	0.1	0.1

(トン)

	割当量 (現 行)	割当量 (今回変更後)
定置漁業	25.5	27.4
うち令和 2 年 4 月～令和 2 年 11 月	4.9	4.9
令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月	20.6	22.5